

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

石岡市長 谷島 洋司

市町村名 (市町村コード)	石岡市 (082058)
地域名 (地域内農業集落名)	八郷地区 (柿岡地区、小幡地区、芦穂地区、恋瀬地区、瓦会地区、園部地区、林地区、小桜地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月20日(柿岡地区・芦穂地区、恋瀬地区・瓦会地区) 令和6年8月21日(園部地区・林地区、小幡地区・小桜地区) (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・担い手が不足しており、そのため耕作放棄地が増加傾向にある。
 ・農地の出し手はいるが受け手が限られている。
 ・農地を譲り渡したいが、ほ場の条件が悪いため受け手が見つけられない。
 ・有害獣被害の対策を行わないと、農業することが難しい場所がある。
 ・ソーラーに転用する耕作地が増えている。
 ・気候変動や資材高騰等、農業を取り巻く環境は厳しくなっているが、販売価格は上がらず経営が苦しくなっている。

【地域の基礎的データ】※2020年農林業センサス
 農業経営体数:1,387経営体(うち50歳代以下277経営体)
 主な作物:水稻、柿、梨、有機野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

・スマート農業や有機農業の推進等により、効率化や高付加価値化を進めることで、担い手の経営の安定を図る。
 ・中山間の小面積な農地では、反収の高い作物の導入や品質の差別化による高収益化を目指す。
 ・空き家、空き農地の情報や補助金の情報を集約し発信する体制を作りを目指し、農業への参入や規模拡大を支援する。
 ・小規模農家も営農を継続しやすい仕組み作りを検討する。
 ・行政、農協、農地中間管理機構、農業者、土地所有者等の関係者は、協議し、互いに協力しながら、適切に農業の担い手への支援を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,220 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,220 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

①農振農用地区域内の農地、②第1種農地、③利用権設定がされている農地、④担い手の所有農地、⑤基盤整備が予定されている農地、⑥その他話合いで選定した農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
八郷地区の農地利用は、担い手である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
認定農業者等の担い手を中心に農地利用についての話し合いを進め、それに基づき農地中間管理機構を通した農地の貸し借りをしていくことで、徐々に集積・集約化の実現を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
すでに基盤整備された箇所について、水路や機場等の老朽化が進んでいるため、県単土地改良事業補助金や多面的機能支払交付金等を活用しながら、順次補修・更新をしていく。さらに担い手から新たな基盤整備事業の要望があった際は、関連機関と地区の状況や基盤整備事業の必要性についてよく話し合った上で、連携して事業を進めていく。また中山間の農地は大きくまとめることが困難なため、比較的小規模での整備も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手の高齢化が進んでいくことから、新規就農の相談があった場合には受け入れ等を積極的に行い新たに就農するものが自立できるよう地域で営農指導等のサポートができる体制づくりに取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手の減少や高齢化によって労働力が不足し、農業支援サービス業者への期待が高まっていることから、特に作業サポート型の農業支援サービスについて情報を収集し、活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策(電気柵の設置や追い払いなど)の取り組みを目指す。山際の農地は緩衝帯としての管理を検討する。

②ノウハウの共有や慣行栽培との調整等を行い、有機農業の取組拡大を目指す。

③農地の集積・集約化を進めることで、スマート農業に取り組みやすい環境を整える。

⑦中心経営体だけではなく、集落の農業者、土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。